

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	RISO Xインク F / H / A ブラック<K>
製品コード	S-6300 / S-6304 / S-6308
会社名	理想科学工業株式会社
住所	東京都港区芝5-34-7 田町センタービル
担当部門	環境活動推進部
電話番号	03-5441-6778
推奨用途	インクジェットプリンタ用インク
使用上の制限	推奨用途以外に使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

本製品は、容器の構造および使用方法から、推奨用途での使用においてインクへのばく露は想定されない。

GHS分類区分

引火性液体	区分に該当しない
急性毒性	区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
水生環境有害性 短期(急性)	区分に該当しない
	上記以外の項目は分類できない

GHSラベル要素

なし

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性

消防法 危険物第四類第三石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

成分及び含有量

化学名又は一般名	CAS RN®	含有量(%)
石油系炭化水素 (鉱油)	64742-46-7	40-50※
高級アルコール (アルカノール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。))	非開示	1-10※
カーボンブラック	1333-86-4	1-10※
銅フタロシアニン (銅及びその化合物)	非開示	0.1-1※
石油系炭化水素 (石油ナフサ)	64742-48-9	0.1-1
脂肪酸エステル	非開示	非開示

※営業秘密に該当

労働安全衛生法(名称等を通ずべき危険物及び有害物)

鉱油

アルカノール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)

カーボンブラック

銅及びその化合物

4. 応急措置

吸入した場合

印刷中に臭い等で気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にする。必要に応じ、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 水及び石鹸又は皮膚用洗剤を使用して十分に洗い落とす。
 眼に入った場合 直ちに清浄な流水で十分に洗う。必要に応じ、医師の診断を受ける。
 飲み込んだ場合 吐かせずに様子を見る。異常があれば、医師の診断を受ける。

5.火災時の措置

消火剤 霧状の強化液、粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂
 使ってはならない消火剤 棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項 作業中は換気をし、可能な限り保護具を着用する。
 保護具及び緊急時措置 保護手袋、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護衣を着用する。
 土嚢などで漏出範囲の拡大を防ぐ。
 環境に対する注意事項 下水、排水、河川等に流出しないように注意する。
 封じ込め及び浄化の方法及び機材 吸収剤(おがくず、土、砂、ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭きとる。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い
 技術的対策 換気の良い場所で取扱う。
 危険物第四類第三石油類の取扱いに準じる。
 注意事項 皮膚に触れないように取扱う。
 容器のままの状態を取扱う。
 保管
 適切な保管条件 直射日光を避け、5-35℃で保管する。
 子供の手の届かないところに保管する。
 危険物第四類第三石油類の保管に準じる。
 安全な容器包装材料 移し替え等をせずに専用容器で保管する。

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度 製品としての設定なし。
 許容濃度等 その他の無機及び有機粉じん(第3種粉じん)として設定あり。
 日本産業衛生学会 許容濃度
 TLV-TWA:2mg/m³(吸入性粉じん)
 TLV-TWA:8mg/m³(総粉じん)

化学名又は一般名	厚生労働大臣が定める濃度基準	日本産業衛生学会	ACGIH
カーボンブラック	8-Hour TWA:0.3mg/m ³ (As respirable particles)	TLV-TWA:4mg/m ³ (第2種粉じん、総粉じん)	TLV-TWA:3mg/m ³ (Inhalable fraction)
		TLV-TWA:1mg/m ³ (第2種粉じん、吸入性粉じん)	
鉱油	—	TLV-TWA:3mg/m ³ (ミネラルオイルミスト)	TLV-TWA:5mg/m ³ (Mineral oil, inhalable fraction)

設備対策 推奨用途での使用の場合、換気が良好であれば十分である。
 保護具 推奨用途での使用の場合、必要なし。ばく露する可能性がある場合は、保護具を使用する。
 呼吸の保護具 呼吸用保護具を着用する。
 手の保護具 保護手袋を着用する。
 眼の保護具 保護眼鏡、保護面を着用する。
 皮膚及び身体の保護具 保護衣を着用する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態 液体
 色 黒色

臭い	わずかな特異臭
融点/凝固点	< 0 °C
沸点又は初留点及び沸点範囲	> 200 °C
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	情報なし
引火点	> 110 °C (Cleveland Open-cup)
自然発火点	> 200 °C
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	(水):不溶 (その他):情報なし
n-オクタノール/水分配係数 (log値)	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度	0.80-0.95 g/cm ³ (23°C)
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし

10.安定性及び反応性

反応性	特記すべき反応性はなし。
化学的安定性	通常の条件下では安定で、自己重合性はない。
危険有害反応可能性	特記すべき反応性はなし。
避けるべき条件	直射日光、高温、火気
混触危険物質	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質
危険有害な分解生成物	燃焼等によりCO、CO ₂ が発生する。 推奨用途での使用の場合、分解しない。

11.有害性情報

急性毒性	(経口)LD50>2000mg/kg*
皮膚腐食性/刺激性	刺激性なし*
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	情報なし
生殖細胞変異原性	分類できない
生体外変異原性試験	Ames 試験 陰性 (5菌種6用量)
発がん性	分類できない
	石油系炭化水素 (鉱油、石油ナフサ)
	IARCでグループ3(ヒトに対する発がん性について分類できない)に分類される。
	カーボンブラック
	IARCでグループ2B(ヒトに対して発がん性があるかもしれない)に分類される。しかし粉体曝露の可能性がほとんどないので「印刷インキ、ゴム、塗料の使用による曝露は無視できる」とされている。
	その他物質
	下記の発がん性物質リストに記載されているものは使用していない。 IARC/NTP/OSHA/ACGIH/CLP規則/日本産業衛生学会
生殖毒性	情報なし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	情報なし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	情報なし
誤えん有害性	分類できない

区分1に該当する石油系炭化水素を50%以下含むが、推奨用途での使用において、インクへのばく露は想定されない。

*原材料情報からの推定または類似製品の試験結果

12.環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)	区分に該当しない*
残留性・分解性	混合物としての知見はなし。
生体蓄積性	混合物としての知見はなし。
土壤中の移動性	混合物としての知見はなし。
オゾン層への有害性	混合物としての知見はなし。

*原材料情報からの推定または類似製品の試験結果

13.廃棄上の注意

残余廃棄物・汚染容器・包装	使用済みインクカートリッジは、指定の回収先に返送する。 返送時にはキャップを付け、内袋および梱包箱に入れる。 返送が難しい場合は、国、都道府県及び市町村等自治体の関連法規及び条例に従い処理する。
---------------	---

14.輸送上の注意

国連番号	なし
品名	-
国連分類	-
容器等級	-
海洋汚染物質	非該当
輸送又は輸送手段に関する特別な安全対策	転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に。直射日光を避ける。
国内規制	
陸上輸送	
消防法	危険物第四類第三石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ
海上輸送	
船舶安全法	非危険物(個別運送及びバラ積み運送に於いて)
航空輸送	
航空法	非危険物

15.適用法令

労働安全衛生法	
令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物	該当
鉛油	
アルコール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)	
カーボンブラック	
令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物	該当
鉛油	
アルコール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)	
カーボンブラック	
銅及びその化合物	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
消防法	危険物第四類第三石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ

16.その他の情報

- 主な引用文献
- ・Organisation for Economic Co-operation and Development(OECD:経済協力開発機構)
 - ・IARC Monographs on the Evaluation Carcinogenic Risk to Humans(WHO.IARC:国際癌研究機構)

-
- ・National Toxicology Program(NTP) Report on Carcinogens(NTP:米国・国家毒性プログラム)
 - ・Occupational Safety and Health Administration(OSHA:米国労働安全衛生局)
 - ・TLVs and BEIs(ACGIH:米国産業衛生専門家会議)
 - ・Regulation(EC) No.1272/2008 Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures(CLP規則:分類表示包装規則)
 - ・許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)
 - ・JIS Z 7252:2019、JIS Z 7253:2019(日本産業規格)

本文書は、現時点で入手出来る資料、情報、データに基づいて作成しております。含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

記載内容は、通常の取扱いを対象としております。特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。